

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
バングラデシュ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	433,000千円 2026.12.31まで	2018.6.20 ダッカで (同日)	日本側 泉裕泰在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 カジ・シヨフアイクル・アソム財務省経済関係局次官	2018.7.11 239号
バングラデシュ	沿岸部及び内陸水域における救助能力強化計画を実施助能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	沿岸部及び内陸水域における救助能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,729,000千円 2023.9.30まで	2018.8.27 ダッカで (同日)	日本側 泉裕泰在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 カジ・シヨフアイクル・アソム財務省経済関係局次官	2018.9.10 281号
バングラデシュ	バングラデシュ人民共和国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文	貧困削減に係る計画等を実施するために必要な生産物及び役務の購入	500,000千円 2020.6.30まで	2018.12.10 ダッカで (同日)	日本側 泉裕泰在バングラデシュ大使 バングラデシュ側 カジ・シヨフアイクル・アソム財務省経済関係局次官	2018.12.25 405号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。